

平成12年2月1日（香川県報号外2）香川県公安委員会規則第3号中訂正

19ページ	下段	誤	第74条 停止処分者講習を受講した者の法第103条第8項の規定に基づく免許の効力の停止の期間の短縮は、考查の成績が50パーセント以上の者については受講態度を加味して改善効果を評価し、次の表の左欄に掲げる受講者の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる考查の成績別に同欄に掲げる短縮日数を基準として行い、考查の成績が50パーセント未満の者については行わないものとする。 (免許の効力の停止の期間の短縮の手続)
		正	第74条 停止処分者講習を受講した者の法第103条第8項の規定に基づく免許の効力の停止の期間の短縮は、考查の成績が50パーセント以上の者については受講態度を加味して改善効果を評価し、次の表の左欄に掲げる受講者の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる考查の成績別に同欄に掲げる短縮日数を基準として行い、考查の成績が50パーセント未満の者については行わないものとする。
20ページ	上段	誤	第75条 第41条の規定は、法第103条第8項の規定による免許の効力の停止の期間の短縮の手続について準用する。 (免許の効力の停止の期間の短縮の手続)
		正	第75条 第41条の規定は、法第103条第8項の規定による免許の効力の停止の期間の短縮の手続について準用する。